

品川区基準該当事業者の登録等に関する要綱

平成 16 年	制定	要綱第 53 号
平成 18 年 4 月	改正	要綱第 94 号
平成 21 年 3 月 25 日	改正	
	部長決定	要綱第 296 号
平成 25 年 3 月 4 日	改正	
	区長決定	要綱第 17 号
平成 26 年 9 月 17 日	改正	
	部長決定	要綱第 112 号
平成 27 年 7 月 21 日	改正	
	部長決定	要綱第 441 号
平成 28 年 2 月 15 日	改正	
	区長決定	要綱第 55 号
令和 4 年 1 月 11 日	改正	
	部長決定	要綱第 16 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号、以下「法」という。)に基づく、特例介護給付費の支給を円滑に行うため、基準該当障害福祉サービス事業を行う者(以下「基準該当事業者」という。)の登録等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(基準該当事業者の登録)

第 3 条 基準該当事業者は、この要綱で定めるところにより区長の登録を受けることができる。

2 区長は、基準該当事業者が法第 43 条による指定障害福祉サービス事業の基準で定める厚生労働省令の基準を満たし、それらの基準に従って事業を継続的に運営することができることを認める場合に前項の登録を行うものとする。ただし、当該基準該当事業者が指定障害福祉サービス事業所基準に規定する基準を満たし、指定障害福祉サービス事業者の指定を受けると認めるときは、登録しないことができる。

(基準該当事業者の登録の申請)

第 4 条 前条の規定に基づき登録を受けようとする者は、基準該当事業の種類ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書(第 1 号様式)および関係書類を区長に提出しな

なければならない。

- (1) 事業所の名称および所在地
- (2) 申請者の名称および事務所の所在地ならびにその代表者の氏名および住所
- (3) 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- (4) 事業所の平面図
- (5) 事業所の設備の概要
- (6) 事業所の管理者の氏名、経歴および住所
- (7) 事業所のサービス提供責任者の氏名、経歴および住所
- (8) 運営規程
- (9) 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- (10) 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制および勤務形態
- (11) 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- (12) その他登録に関し区長が必要と認める事項

(登録の通知)

第5条 区長は、第3条第2項の規定による登録を行ったときは、当該登録を受けた事業者（以下、「登録事業者」という。）にその旨を通知するものとする。

(変更の届出等)

第6条 登録事業者は、第4条第1号から第8号まで（第3号を除く。）に掲げる事項に変更があったときは、速やかに当該変更に係る事項について記載した変更届出書（第2号様式）および関係書類を区長に提出しなければならない。

2 登録事業者は、基準該当事業を廃止または休止したときは速やかに、利用者の移行先に関する書類を添えて、廃止・休止届出書（第3号様式）を区長に提出しなければならない。

3 登録事業者は、基準該当事業を再開したときは速やかに、当該事業所に従事する従業員の勤務の体制および勤務形態に関する書類を添えて、再開届出書（第4号様式）を区長に提出しなければならない。

(特例介護給付費の支給)

第7条 区長は、支給決定障害者等が登録事業者から基準該当障害福祉サービスを受けた場合において必要があると認めるときは、特例介護給付費を支給する。

2 特例介護給付費の額は、法第30条および第31条に基づき区長が定める基準により算定した費用の額とする。

(特例介護給付費の受領)

第8条 特例介護給付費の支給は、当該支給決定障害者等に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、基準該当障害福祉サービスを提供した登録事業者に支払うことができる。

2 前項の規定による支払いがあったときは、支給決定障害者等に対し特例介護給付費

の支給があったものとみなす。

- 3 登録事業者は、第1項による支払いを受けた場合には、当該支給決定障害者等に特例介護給付費の額を通知するものとする。
- 4 区長は、登録事業者から特例介護給付費の請求があったときは、法第43条第1項の厚生労働省令で定める基準または同条第2項の厚生労働省令で定める指定障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準に定める事項のうち厚生労働省令で定める基準に照らして審査の上、支払うものとする。

(基準該当障害福祉サービスに要した費用)

第9条 登録事業者は、支給決定障害者等から基準該当障害福祉サービスに要した費用の支払いを受けるときは、当該支給決定障害者等に請求額を明らかにするとともに領収証を交付しなければならない。

(報告等)

- 第10条 区長は、特例介護給付費の支給に関して必要があると認めるときは、登録事業者もしくはその従事者（以下「登録時事業者等」という。）または登録事業者等であったものに対して、報告、もしくは帳簿書類の提出もしくは提示を求め、これらのものに対し出頭を求め、または当該職員に関係者に対して質問させもしくは基準該当事業を行う事業所について帳簿書類その他の物件を検査することができる。
- 2 前項の規定による質問または検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(登録の取消し)

- 第11条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第3条第2項の登録を取り消すことができる。
- (1) 指定障害福祉サービス事業所の指定を受けたとき。
 - (2) 登録事業者が、第3条第2項に規定する基準を満たすことができなくなったとき。
 - (3) 特例介護給付費の請求に関し不正があったとき。
 - (4) 登録事業者が前条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、または虚偽の報告をしたとき。
 - (5) 登録事業者等が前条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、もしくは虚偽の答弁をし、または同項の規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき。ただし、登録事業者の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該登録事業者が相当の注意および監督を尽くしたときを除く。
 - (6) 登録事業者が、不正の手段により第3条に規定する登録を受けたとき。

(登録事業者に係る情報の提供)

第12条 区長は、登録事業者に係る情報（第6条に規定する変更届出等に係る情報を

含む。)のうち、次の各号に掲げるものを都に提供するものとする。

- (1) 第4条の規定に基づき登録の申請をした者の名称ならびに代表者の氏名および住所
- (2) 事業所の名称および所在地
- (3) 登録年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 事業所番号
- (7) その他区長が必要と認める事項

(公告)

第13条 区長は、第3条の規定による登録を行ったとき、第10条の規定により登録を取り消したとき、または第6条の規定による変更の届出がなされたときは、その旨を公告するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に掲げるもののほか必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年3月28日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年3月31日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月 1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月 1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年9月17日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月 1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年2月15日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年1月11日から適用する。

年 月 日

基準該当事業者登録申請書

品川区長 あて

申請者 所在地

(設置者) 名称

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する基準該当障害福祉サービス事業所に係る登録を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

申 請 者	フリガナ			
	名称			
	事務所の所在地	〒		
	法人の種別		法人所轄庁	
	連絡先 電話番号		FAX番号	
	代表者の職・氏名	職名	フリガナ	
			氏名	
代表者の住所	〒			
登 録 を 受 け よ う と す る 事 業 所	フリガナ			
	名称			
	事業所の所在地	〒		
	事業の種類	登録申請をする事業等の事業開始予定年月日		
基準該当事業所番号				
登録を受けている区市町村				
介護保険事業所番号				
既に指定を受けている事業				

変 更 届 出 書

年 月 日

品川区長 あて

所在地

事業者
(設置者) 名称及び代表者氏名

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により登録を受けた内容を次のとおり変更しましたので届け出ます。

		事業所番号	
登録内容を変更した事業所(施設)	名 称	フリガナ	
	所 在 地	(郵便番号 -)	
	サービスの種類		
変更があった事項		変更の内容	
1	事業所(施設)の名称	変更前	
2	事業所(施設)の所在地		
3	申請者(設置者)の名称		
4	主たる事務所の所在地		
5	代表者の氏名及び住所		
6	定款・寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該事業に関するものに限る。)		
7	事業所(施設)の平面図及び設備の概要		
8	事業所(施設)の管理者の氏名及び住所		
9	事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所		
10	事業所のサービス管理責任者の氏名及び住所		
11	主たる対象者		
12	運営規程	変更後	
13	介護給付費等の請求に関する事項		
14	事業所の種別(併設型・空床型・単独型)		
15	併設型における利用者の推定数又は空床型・単独型における当該施設の入所者の定員		
16	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該医療機関との契約内容		
17	障害者支援施設等との連携体制及び支援の体制の概要		
18	当該申請に係る事業の開始年月日		
19	併設する施設がある場合の当該併設施設の概要		
20	同一敷地内にある入所施設及び病院の概要		
変 更 年 月 日			

備考

- 1 該当項目番号に「○」を付けてください。
- 2 変更内容が分かる書類を添付してください。
- 3 変更した日から10日以内に届け出てください。

第3号様式（第6条関係）

廃止・休止届出書

年 月 日

品川区長 あて

所在地
事業者 名称
代表者氏名

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により登録を受けた事業を次のとおり廃止・休止しますので届け出ます。

	事業所番号	
廃止・休止する事業所	フリガナ	
	名 称	
	所 在 地	(郵便番号 -)
	電 話 番 号	
廃 止 ・ 休 止 の 別	廃 止 ・ 休 止	
廃 止 ・ 休 止 する サービスの種類		
廃 止 ・ 休 止 する 年 月 日	年 月 日	
廃 止 ・ 休 止 する 理 由		
現に障害福祉サービスを受けている者に対する措置		
休 止 予 定 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	

備考

- 1 廃止又は休止する日の1月前までに届け出てください。
- 2 該当項目に「○」を付けてください。

第4号様式（第6条関係）

再開届出書

年 月 日

品川区長 あて

所在地
事業者 名称
代表者氏名

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により登録を受けた事業を次のとおり再開しましたので届け出ます。

	事業所番号	
再開した事業所	フリガナ	
	名 称	
	所 在 地	(郵便番号 -)
	電 話 番 号	
休 止 し て い た 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	
再 開 し た サ ー ビ ス の 種 類		
再 開 し た 年 月 日	年 月 日	

備考

- 1 再開の日から10日以内に届け出てください。
- 2 当該事業に係る従業員の勤務体制・勤務形態一覧表を添付してください。また、休止前に届け出た事項に変更が生じている場合は、変更の届出も併せて行ってください。